○関東地方整備局告示第二百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間
十九号	塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原一七八七番一八から同市大字広丘野村字湯ノ木一四九三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十九号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○関東地方整備局告示第二百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間
四百九号	川崎市川崎区港町三二番五から同市川崎区港町六二番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

一般国道　四百九号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する区域

占用を制限する区域	図面縦覧場所
川崎市川崎区港町三二番五から同市川崎区港町六二番七まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

四　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

○関東地方整備局告示第二百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市平田三丁目一三六一番一から同市平田四丁目一四〇一番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
〃	市川市大和田三丁目一一〇五番三二から同市大和田一丁目二四八番一まで（ただし関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名

一般国道　二百九十八号

占用を制限する区域	図面縦覧場所
市川市平田三丁目一三六一番一から同市平田四丁目一四〇一番一七まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	〃
市川市大和田三丁目一一〇五番三二から同市大和田一丁目二四八番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)	道路の種類	一般国道	
(二)	路線名	九号	
(三)	道路の区域	区間	敷地の幅員（メートル）
		変更前	延長（キロメートル）
		後別	
	亀岡市篠町篠赤畑一九番三から同市篠町篠本殿林五番一まで	前	一一・六四～一四・三一　〇・一一九
		後	一二・三九～二八・八三　〇・一一九
(四)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所	